

“在宅扱い”の施設って…？

介護保険を利用する施設でも、“施設”扱いではなく、“在宅”扱いのサービスがあります。施設なのに、在宅？と思うかもしれませんが、施設の部屋を借りる(賃貸)という感覚です。

例えば、グループホーム(認知症対応型共同生活介護)です。

グループホームは建物だけ見れば施設のようにですが、介護保険制度上は、施設サービスではなく、在宅サービスの扱いになります。

具体的に言うと、グループホームの1室を賃貸契約し、そこで介護サービスを受けて生活するという形です。ただ、本来の在宅サービスと異なるところは、保険の支給限度額という設定はなく、1日あたりの保険支給額が設定されているところです。

1日あたりの利用料金は約800～910円程度ですが、その他に家賃が月に3～7万円かかります。その他に食費や医療費、小遣い等総額で月に15～18万円程度になります。

その他にも、前回のテーマであった「有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)」も在宅扱いの施設になります。

一概に施設といっても、また、同じ介護保険を利用する施設であっても、種類や支給される介護保険の種類が異なることを覚えておいてください。

また、小規模多機能型居宅介護という施設もありますが、これは、通所を基本とし、通所(デイサービス)、訪問(ヘルパー)、宿泊、居宅介護支援(ケアマネジャー)を一体的に提供する施設のことです。基本的には長期的な宿泊はできません。

	グループホーム	小規模多機能型居宅介護
主な施設	<ul style="list-style-type: none">・ジョイクラブ(押切)・清水押切の家(押切)・清水梅ヶ谷の家(梅ヶ谷)・清水石川の家(石川本町)・さくら(梅ヶ谷)・平和(西久保)・百葉清水浪漫館(高橋)・あい梅ヶ谷の家(梅ヶ谷)・ニチケアセンター清水八坂東(八坂東)・小芝の家(小芝町) ほか	<ul style="list-style-type: none">・介護ホームわたしのうち(追分)・みどりの家(緑が丘町)・まごころの家川原町(川原町)・えいむの杜(北矢部)・ケアセンター有東坂(有東坂)・そな～れ(三保)・もも(有東坂) ほか